

## 「障害者等駐車スペース利用証制度」実施要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、富山県高岡総合プール（以下「施設管理者」という。）が、歩行が困難な方等に障害者等駐車スペース利用証（以下「利用証」という。）を交付し、障害者等駐車スペースの適正な利用を図るため導入する障害者等駐車スペース利用証制度の運用に関し必要な事項を定めるものとする。

### (施設管理者の役割)

第2条 施設管理者は、障害者等駐車スペースの利用を希望する者に対し、申請に基づき利用証を発行するものとし、また、障害者等駐車スペースの標示、指導管理に努めるものとする。

### (利用証の交付対象者の範囲)

第3条 利用証の交付対象者は、次のいずれかに該当するものとし、交付基準は別表のとおりとする。

- (1) 障害者、知的障害者、難病患者及び高齢者であって歩行困難と認められる者
- (2) 妊産婦又はけが人等であって一時的に歩行困難と認められる者

### (利用証交付の申請)

第4条 利用証の交付を受けようとする者または利用証の紛失、汚損等により再交付を受けようとする者は、「障害者等駐車スペース利用証」交付申請書（以下「申請書」という。）を施設管理者に提出するものとする。

- 2 申請書の提出にあたっては、交付基準該当の可否の確認のために必要な書類を提示しなければならない。
- 3 再交付する利用証に記載する有効期間は、再交付前の利用証と同一とする。

#### (利用証の交付)

第5条 施設管理者は、別表の区分ごとに定める交付基準に該当する者で、障害者等駐車スペースの利用を希望する者に対し、利用証を交付するものとする。

- 2 利用証の交付を受けた者（以下「利用者」という。）が障害者等駐車スペースを利用する場合（利用者が同乗する場合を含む。）は、利用証を車両前部の外側から容易に識別できる位置に表示するものとする。
- 3 利用証の有効期間は、別表に掲げるとおりとする。
- 4 前項の有効期間満了後、引き続き利用証の交付を受けようとする者は、申請書を有効期間満了日までに施設管理者に提出するものとする。

#### (利用証の返却)

第6条 施設管理者は、利用者が次のいずれかに該当すると認めるときには、利用証の返却を求めるものとする。

- (1) 利用者が第3条各号に該当しなくなったとき。
- (2) 利用者がその権利を他人に譲渡し、若しくは貸与し、又は利用させたとき。
- (3) その他障害者等駐車スペースの管理上不適切と判断させる行為を利用者が行ったとき。

#### 附 則

この要綱は、平成30年11月1日より施行する。

別表

区分		交付基準	有効期間
身体障害者	視覚障害者	1 級～ 4 級	発行の日から 5 年
	聴覚（平衡機能障害）	1 級～ 5 級	
	肢体不自由（上肢）	1 級～ 2 級	
	肢体不自由（下肢）	1 級～ 6 級	
	肢体不自由（体幹）	1 級～ 5 級	
	肢体不自由（脳原上肢機能）	1 級～ 2 級	
	肢体不自由（脳原移動機能）	1 級～ 6 級	
	肝臓機能障害	1 級～ 3 級	
	心臓、腎臓、過呼吸、膀胱または直腸、小腸の機能障害	1 級～ 4 級	
	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害	1 級～ 4 級	
知的障害者	療育手帳の障害の程度「A」以上	発行の日から 1 年	
難病患者	特定医療費受給者証保持者		
高齢者	要介護 1 以上		
けがや病気で歩行が困難な方			
妊産婦（妊娠 7 か月～産後 3 か月）			発行の日から 1 年未満で必要な期間